

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県幸手市大字神明内字赤木九百八十八番一の一部、大字平須賀字外郷内前二千四百八十番一の一部、大字平須賀字赤木前千八百八十番一の一部、大字神扇字外郷内前八百十九番一の一部、大字神扇字外郷内前八百三十番一の一部、大字神扇字五反割七百二十一番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
- 別図のとおり（埼玉県幸手市大字神明内字赤木九百八十八番一の一部、大字平須賀字外郷内前二千四百八十番一の一部、大字平須賀字赤木前千八百八十番一の一部、大字神扇字外郷内前八百十九番一の一部、大字神扇字外郷内前八百三十番一の一部、大字神扇字五反割七百二十一番一の一部）

別図

格子の回転角度：57° 06' 43"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線、並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を交点にも方向に回転させた角度。

起点は、
北緯 36° 04' 05.3797"
東経 139° 44' 44.5545" の位置です

起点

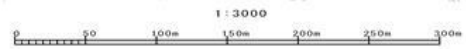
AK AJ AI AH AG AF AE AD AC AB AA Z Y X W V U T S R Q P O N M L K J I H G F E D C B A



凡例

- 申請区域線
- 900m格子線
- 30m格子線
- 単位区画線
- 地番境界線
- 形質変更時要届出区域
(自然由来特例区域)
に指定する区域

30m		
10m		
a	b	c
d	e	f
g	h	i



申請区域図 S=1:3000